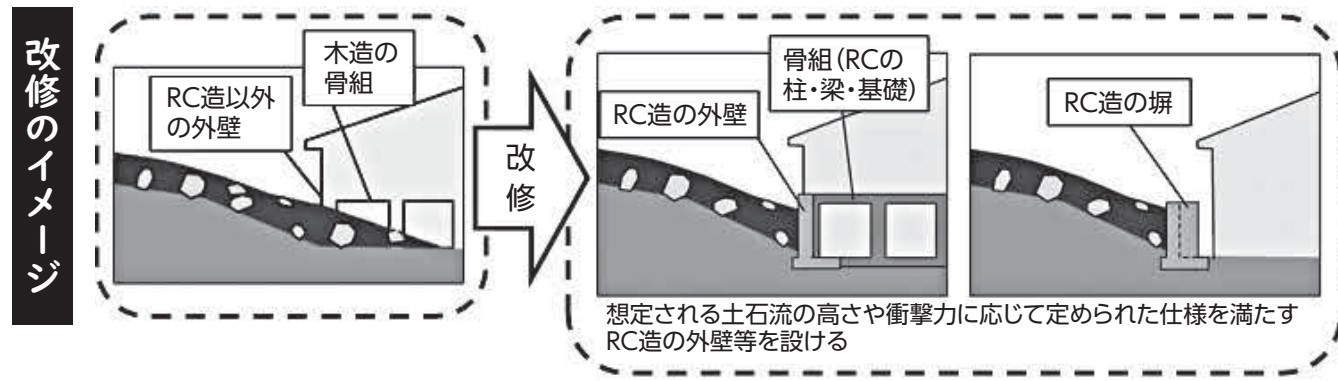


建築物土砂災害対策改修促進事業補助金

土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用の一部を補助する制度です。



申請期限	11月29日(金)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。
対象住宅	次のすべての要件を満たすもの ・土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であること ・居室を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと ・土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること
補助内容	・補助対象限度額(改修工事費の上限) 3,360,000円 ・補助対象工事費の 23% (千円未満切捨て) ・補助限度額 772,000円 (3,360,000円×23%=772,000円)

補助金の交付の決定前に、土砂災害対策改修工事の契約をしないでください。(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

広島圏都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)に関する都市計画の変更素案について

広島圏都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)に関する都市計画を広島県が変更するにあたり、その変更素案の閲覧と公聴会を次のとおり行います。

変更素案の閲覧 と き 4月16日(火)～5月2日(木)(平日の8時30分～17時15分)

ところ 広島県土木建築局都市計画課、役場都市計画課

公聴会の開催 と き 5月30日(木) 14時30分～17時まで

ところ JMSアステールプラザ 中ホール

公述を希望される方は、公述申出書を広島県知事(広島県土木建築局都市計画課宛)に提出してください。(申出期間:4月16日(火)～5月2日(木)当日消印有効)

問合せ 広島県土木建築局都市計画課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 ☎513-4117

がけ地等危険住宅移転事業補助金

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費または購入費(借入金利子相当額)を補助する制度です。

申請期限	11月29日(金)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。		
対象住宅	町内の災害危険区域、がけ条例適用区域(※1)、土砂災害特別警戒区域(※2)のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅(既存不適格住宅) ※1住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。詳しくは役場都市計画課にご確認ください。 ※2土砂災害特別警戒区域は、広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。		
補助内容	区分	補助対象費用の内容	補助限度額(一戸当たり)
	補助対象住宅の除却費等	危険住宅の除却等に要する費用	975,000円
その他	移転先住宅の建設費または購入費(借入金利子相当額)	移転先住宅の建設または購入をするための借入金の利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額	7,318,000円 ・建物:4,650,000円 ・土地:2,060,000円 ・敷地造成:608,000円
	○あらかじめ役場都市計画課と協議を行い、申請に係る必要事項等を確認してください。 ○補助金の交付の決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設・購入の契約をしないでください。(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)		

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

木造住宅耐震診断補助制度

地震時の住宅の倒壊等を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町民の皆さんが自ら行う、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する木造住宅耐震補助制度です。

申請期限	11月29日(金)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。		
補助金額	耐震診断に要する経費の3分の2以内の額(上限2万円) 耐震診断前に、町への補助金交付申請が必要となります。		
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅で、現在、居住されているもの。木造在来軸組構法に限ります。(ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外)		
対象者	坂町在住の補助対象建築物の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。(町税等の滞納がある方は対象外)		
耐震診断	財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断(※)です。 ※坂町に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限りま。		

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513